

九重山の噴火警戒レベル

- 火山災害から身を守るために -

噴火予報及び警報で発表する噴火警戒レベル

噴火警戒レベルとは、噴火時などに危険な範囲や必要な防災対応を、レベル1から5の5段階に区分したものです。

各レベルには、火山の周辺住民、観光客、登山者等のとるべき防災行動が一目で分かるキーワードを設定しています(レベル5は「避難」、レベル4は「避難準備」、レベル3は「入山規制」、レベル2は「火口周辺規制」、レベル1は「平常」)。対象となる火山が噴火警戒レベルのどの段階にあるかは、噴火警報等でお伝えします。



九重山 噴火警戒レベルと必要な防災対応

噴火警戒レベルに応じて下記のような防災対応が必要になります。

レベル5(避難):

危険な居住地域からの避難

- ・2km以内で、法華院温泉は避難、長者原は避難準備、やまなみハイウェイ - は長者原から牧ノ戸間は通行止め

レベル4(避難準備):

警戒が必要な居住地域での避難準備。要援護者は避難等。

- ・2km以内で、法華院温泉は避難準備、長者原は注意喚起、範囲内のやまなみハイウェイ - は駐停車禁止

レベル3(入山規制):

火口から概ね1.5km以内立入禁止。○(1.5km)の範囲内

- ・法華院温泉は注意喚起
- ・主な登山口に通行できない登山道を示した看板の設置

レベル2(火口周辺規制):

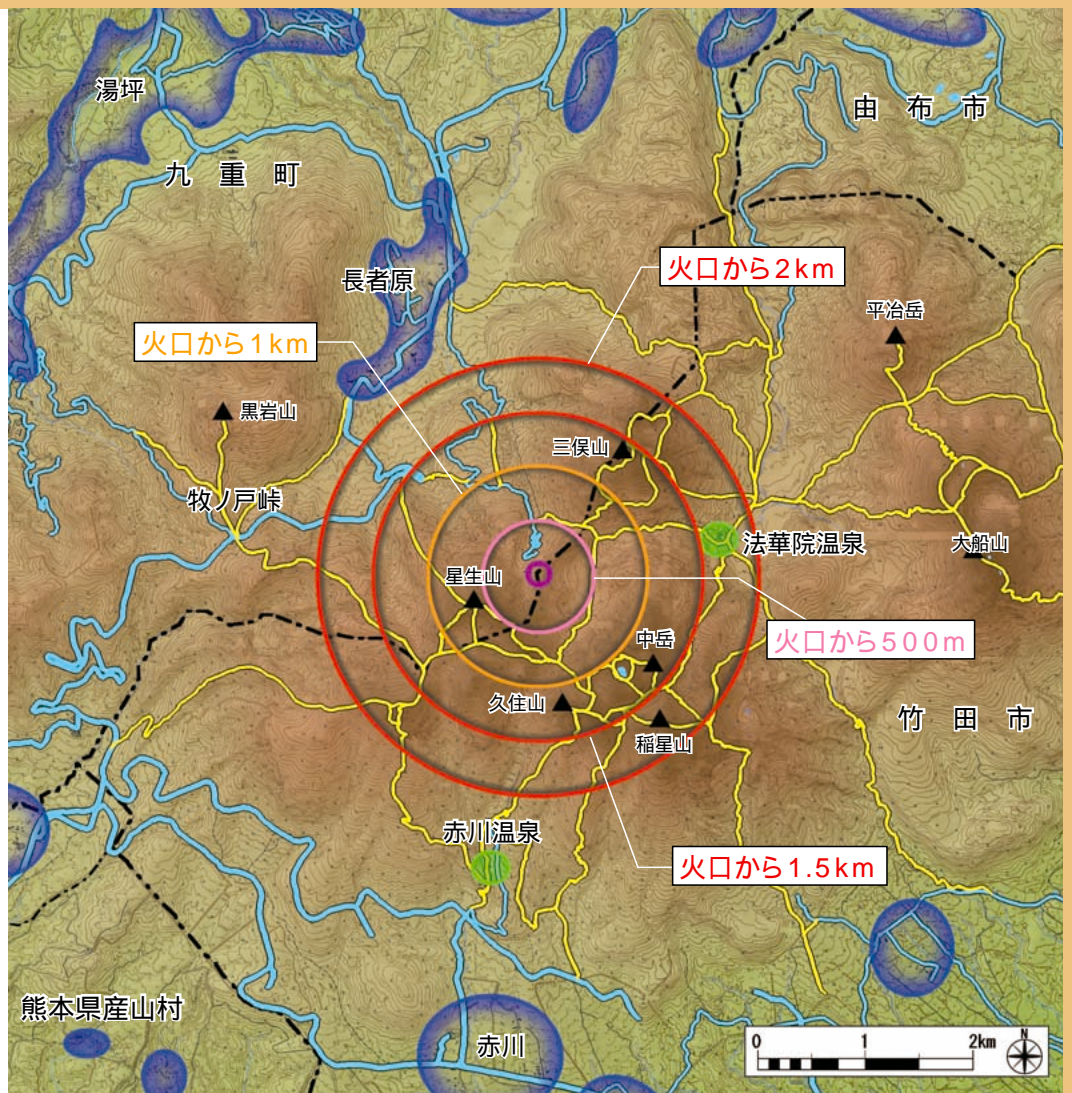
火口から概ね1km以内の立入禁止。○の範囲内

- ・主な登山道に通行できない登山道を示した看板の設置

レベル1(平常):

火口から概ね500mの立入規制等。○の範囲内

- : 一般道
- : 登山道
- : 硫黄山
- : 居住区域(特定地域)
- : 居住区域



この図は、国土地理院発行の2万5千分の1地図画像、数値地図50mメッシュ(標高)およびカシミール3Dを使用して作成しています。

この図は、大分県による九重山防災マップをもとに、くじゅう山系(硫黄山)火山防災協議会及び地元自治体と調整して作成しています。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については、地域防災計画等で定められていますので、詳細については地元自治体(九重町、竹田市、由布市)にお問い合わせください。



問い合わせ先

福岡管区気象台 火山監視・情報センター
TEL : 092-725-3606 <http://www.fukuoka-jma.go.jp/>
大分地方気象台 防災業務課 TEL : 097-532-0644
<http://www.fukuoka-jma.go.jp/oita/oitatop.htm>



九重山の噴火警戒レベル

予報 警報	対象 範囲	レベル (キーワード)	火山活動の状況	住民等の行動及び登山 者・入山者等への対応	想定される現象等
噴火警報	居住地域及びそれより火口側	5 (避難)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生、あるいは切迫している状態にある。	危険な居住地域からの避難等が必要。	噴石や火砕流、溶岩流が居住地域に到達、あるいは切迫している 過去事例 1700年前：黒岳で噴火、火砕流が火口から約4 km、溶岩流が火口から約2 kmまで到達
		4 (避難準備)	居住地域に重大な被害を及ぼす噴火が発生すると予想される(可能性が高まっている)。	警戒が必要な居住地域での避難の準備、災害時要援護者の避難等が必要。	噴石飛散や火砕流、溶岩流が発生し、さらに噴火が拡大した場合には居住地域まで到達すると予想される 過去事例 2000年前：溶岩流が米窪火口から4 kmまで到達
火口周辺警報	火口から居住地域近くまで	3 (入山規制)	居住地域の近くまで重大な影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。状況に応じて災害時要援護者の避難準備等。登山禁止や入山規制等危険な地域への立入規制等。	火口から概ね1.5 km以内に噴石飛散 過去事例 有史以降の事例なし
	火口周辺	2 (火口周辺規制)	火口周辺に影響を及ぼす(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)噴火が発生、あるいは発生すると予想される。	住民は通常の生活。火口周辺への立入規制等。	小噴火が発生し、火口から概ね1 km以内に噴石飛散 過去事例 有史以降の事例なし 小噴火の発生が予想される 1995年噴火の事例 星生山中腹でごく小規模噴火
噴火予報	火口内等	1 (平常)	火山活動は静穏。火山活動の状態によって、火口内で火山灰の噴出等が見られる(この範囲に入った場合には生命に危険が及ぶ)。	状況に応じて火口内への立入規制等。	火山活動は静穏、状況により火口から概ね500 m以内に影響する程度の噴出の可能性あり

注1) ここでいう噴石とは、主として風の影響を受けずに飛散する大きさのものとする。

注2) レベル1～3では、硫黄山(星生山の東山腹)で発生する噴火を想定している。

各レベルにおける具体的な規制範囲等については地域防災計画等で定められています。各市町村にお問い合わせください。